

福岡県公報

平成22年9月10日
第3159号

目次

告示(第1440号 - 第1453号)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

	(中小企業振興課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5

公 告

一般競争入札の実施	(システム管理課)	5
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	8
一般競争入札の実施	(システム管理課)	10
平成22年度砂利採取業務主任者試験の実施	(工業保安課)	13

告 示

福岡県告示第1440号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成22年8月25日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 マックスバリュ久留米西店
 - 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外
- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
M I D都市開発株式会社 代表取締役 山本 功	M I D都市開発株式会社 代表取締役 花井 良一

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二

福岡県告示第1441号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳字野間1615番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
古賀市青柳1729番地
田中 末廣

福岡県告示第1442号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字丁ノ坪2247番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡久山町大字山田2246 - 3
郡司嶋 茂
郡司嶋 秀美

福岡県告示第1443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	薦 野 線 福 野 間	前	福津市上西郷382番7先から 福津市福間39番1先まで	11.0 ～ 18.4	574.6
			前	同上	11.0 ～ 14.0	614.6
			後	同上	11.0 ～ 18.4	574.6
			後	同上	11.0 ～ 22.8	598.9

福岡県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年9月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	薦 野 線 福 野 間	福津市上西郷382番7先から 福津市福間39番1先まで
京 築	日 出 野 線 椎 田 線	築上郡築上町大字岩丸1660番先から 築上郡築上町大字岩丸1647番1先まで

福岡県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	一般 国 道	2 0 0 号	前	直方市新町1丁目475番 4先から 直方市新町1丁目475番 5先まで	13.6 ~ 13.6	12.0
			後	直方市新町1丁目475番 6先から 直方市新町1丁目475番 7先まで	18.2 ~ 19.0	

福岡県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年9月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区 間
飯 塚	桂 川 線 停 車 場	嘉穂郡桂川町大字九郎丸689番11先から 嘉穂郡桂川町大字豆田441番3先まで

福岡県告示第1447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
本道寺・香園土地改良区	平成22年9月1日

福岡県告示第1448号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年8月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会

(2) 代表者の氏名

木山 吉史

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎西棟6階 北九州市住宅供給公社内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉・医療・建築関連団体の連携の下に、住宅のバリアフリー化に有効な知識・技術の開発と普及に努めると共に、高齢者・障害者並びにその家族が、安心して豊かな日常生活を送られるよう、民間住宅の整備事業を積極的にを行い、もって「福祉文化」の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1449号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年8月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人春日イーグルス

(2) 代表者の氏名

井上 恵悟

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市惣利3丁目46番地シティベールイーグル1F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害の有無などに関わらず、地域の幼児から中高齢者までのすべての人に対して、スポーツ教室開催事業、スポーツ選手などの育成事業、レクリエーションの指導に関する事業などを行い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を通じて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1450号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年8月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ペガサス

(2) 代表者の氏名

大久保 健二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡福智町伊方2450番17

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1451号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年8月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人幼老共生まちづくり支援協会

(2) 代表者の氏名

森本 精造

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市阿恵315番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、近年の急激な社会の変化及び少子高齢社会対応のため、行政や団体等と連携し、生涯教育に関する事業の支援を行うと共に、子どもたちの放課後や休日に学校や公民館等を活動の場として、子どもたちの子育てや自立・発達を支援するための学習や実体験活動の機会の提供及びそのプログラムの企画・開発等に取り組む。また、地域における教育・福祉・文化・スポーツ等に係る指導者等に地域の高齢者等を活用し、子どもたちとの交流を深める幼老共生のまちづくりの推進及びその支援に関する事業を行い、生涯学習社会の実現及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1452号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人古都大宰府の風を育む会
- (2) 代表者の氏名
石橋 清美
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市青山4丁目26番2号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の協力により、中立的立場で自然環境及び文化遺産に関する保全、維持、研究、事業を行う不特定多数のものに対して、それらの活動の助成及び支援の事業を行う。自然環境の健全化などを主体に地域社会の雇用の創出及び環境資源の創出に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1453号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年8月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人北九州新未来ワンフォアオール・オールフォアワン
- (2) 代表者の氏名
吹上 真一
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区鍛冶町1丁目7番15号日本ビル1Fシンシティ内
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州に住む人々に対し、北九州が全国に誇る歴史や伝統、産業、文化、自然を再認識し、共有、発展させていくために、市民が気軽に参加できる様々な活動やイベントを行い、これらの取り組みを通じて、一人ひとりが地域社会の中で活かされ、活躍できる機会を創出することにより、地域の潜在力を引き出し北九州の活性化と未来に向けた新しい社会の構築に寄与していくことを目的とする。

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

職員認証システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む。）

(2) 調達物品の仕様等

入札仕様書による。

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月（6年間）

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC（インターネットデータセンター）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年9月29日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	サービス業種その他 (リース・レンタル)	AA

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書等を、仕様書の機能証明書等作成要領に従い作成し、平成22年9月22日（水）までに、システム管理課運用班（県庁行政棟6階）に提出し、県から確認を受けているもの

なお、内容に不備又は不明な点があって、システム管理課運用班から補正又は説明を求められた場合に、平成22年9月27日（月）までにその補正又は説明ができな

いときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

4 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部システム管理課運用班（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3198（ダイヤルイン）

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 契約書作成の要否

要

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成22年9月10日（金）から平成22年9月22日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

4の部局とする。

9 入札説明会の開催

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成22年9月29日(水) 午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必着)により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開封《職員認証システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《職員認証システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

11 開札

(1) 日時

平成22年9月30日(木) 午前10時30分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟6階 システム管理課ミーティングルームA

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られたときはその場で再度入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成22年9月29日(水) 午後5時までにシステム管理課運用班へ「保証金等納付書」(システム管理課運用班で入手すること。)を添えて納付又は提供すること。(入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。)

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が上記12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(2) その他詳細は入札説明書による。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

共通基盤システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 障害者雇用状況
 - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

- 人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 役員名簿
 - ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ケ 営業概要表（様式第5号）
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 - チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビステ - ション
 - イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 - ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年10月8日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

共通基盤システム用機器等の賃貸借一式(設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む。)

(2) 調達物品の仕様等

入札仕様書による。

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月(6年間)

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC(インターネットデータセンター)

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成22年10月8日(金)までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812 - 0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班(県庁行政棟1階)

〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成22年10月25日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

05	02	電子通信機器	AA
13	04	調査統計	AA
13	08	サービス業種その他 (リース・レンタル)	AA
13	11	サービス業種その他 (その他)	AA

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書等を、仕様書の機能証明書等作成要領に従い作成し、平成22年10月8日(金)までに、システム管理課運用班(県庁行政棟6階)に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があつて、システム管理課運用班から補正又は説明を求められた場合に、平成22年10月15日(金)までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者

- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部システム管理課運用班(県庁行政棟6階)
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3198(ダイヤルイン)

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
(1) 交付期間
平成22年9月10日(金)から平成22年10月1日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 交付場所
5の部局とする。
- 10 入札説明会の開催
(1) 日時
平成22年9月15日(水) 午前10時30分から
(2) 場所
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟 南棟10階西側 O A 研修室
(3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成22年9月14日(火)午後5時00分までに共通基盤システム用機器等の賃貸借業務入札説明会参加予定者報告書をファクシミリで提出すること。
送付先 総務部システム管理課運用班 FAX番号:092-643-3121
- 11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項
(1) 提出場所
5の部局とする。
(2) 受領期限
平成22年10月25日(金) 午後5時00分
(3) 注意事項
ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必

着)により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開封《共通基盤システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《共通基盤システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成22年10月26日(火) 午前11時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟6階 システム管理課ミーティングルームA

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成22年10月22日(金)午後4時までにシステム管理課運用班へ「保証金等納付書」(システム管理課運用班で入手すること。)を添えて納付又は提供すること。(入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。)

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the machinery for Common Basis System

(2) Period of Lease

It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 25 October , 2010

(5) Contact Point for Notice

Systems Management Division,

Fukuoka Prefectural Office,

7-7, Higashikoen , Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan

TEL 092-643-3198

FAX 092-643-3121

公告

平成22年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成22年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成22年11月12日（金曜日）	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票 1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部は200円、4から5部は240円の切手）をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成22年9月21日（火曜日）から同年10月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第

178号）に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成22年10月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表

合格者は、平成22年11月末までに発表する。発表は、合格者の受験番号を県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課（電話092 - 643 - 3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。